

提 案 理 由

議案第28号	損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	<p>公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>【事故の概要】</p> <p>令和元年10月26日、市マイクロバスで姫路市の手柄山中央公園駐車場に進入しようとした際、高さ制限注意喚起のゲートに車体上部が接触し、ゲートを破損させたもの</p> <p>■損害賠償の額 706,200 円</p> <p>■過失割合 市の過失 100%</p>
議案第29号	令和元年度養父市一般会計補正予算（第9号）
議案第30号	令和元年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第31号	令和元年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第32号	令和元年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第33号	令和元年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第34号	令和元年度養父市下水道事業会計補正予算（第1号）
理 由	上記6議案は、各会計における事業確定、決算見込み等により、所要の補正を行うものである。